

平成 26 年度 第 1 回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第 25 号

平成 26 年第 1 回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 26 年 4 月 23 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 26 年 4 月 30 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 26 年度第 1 回まんのう町議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 26 年 4 月 30 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

+

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 高 橋 守 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	青 野 進

○高橋議会事務局長 おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、先般行われました選挙におきまして、めでたく御当選されましたことを、心からお喜び申し上げます。

議会事務局長の高橋守です。臨時議長が決まりますまで、進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の臨時会開会にあたりまして、招集者であります栗田町長より、御挨拶をお願いいたします。

○栗田町長 平成26年第1回まんのう町議会臨時会が開催されるにあたりまして、一言御挨拶申し上げます。このたび難関を突破され、見事はえあるまんのう町議会議員に就任されました16名の議員の皆さん、まことにめでとうございます。引き続き、私も町政の重責を担うことになりましてので、今後4年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、先日のまんのうひまわり牛発表会においては、大変お忙しい中、御臨席を賜りありがとうございました。新聞、テレビ等で大きく放映されましたので、かなりインパクトがあったこととは思いますが、まだまだスタートしたばかりでございますので、議員の皆さん方の御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議会と執行部は、車の両輪のごとくよく言われますが、町民の期待と信頼にこたえるべく、しっかりと議論をし、お互い力を合わせて、町の将来像であります「元気まんまんまんのう町 改革と協働 輝きの町」実現に、誠心誠意取り組む決意でございますので、議員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○高橋議会事務局長 一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規程により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、川原茂行議員が年長者であります。川原茂行議員、議長席にお着き願います。

○川原茂行臨時議長 ただいま紹介されました、川原です。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成

26年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議長の選挙までの議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

○川原茂行臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前11時30分

○川原茂行臨時議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

○川原茂行臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口をお閉めください。

〔議場閉鎖〕

○川原茂行臨時議長 出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、3番 田岡秀俊君及び4番 合田正夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますようお願い申し上げます。また、白票の取扱いについてはこれを無効といたします。

〔投票用紙配布〕

○川原茂行臨時議長 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○川原茂行臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○川原茂行臨時議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○高橋議会事務局長 1番 竹林昌秀議員、2番 川西米希子議員、3番 田岡秀俊

議員、4番 合田正夫議員、5番 三好郁雄議員、6番 白川正樹議員、7番 本屋敷崇議員、8番 関洋三議員、9番 白川年男議員、10番 白川皆男議員、11番 大西樹議員、12番 藤田昌大議員、13番 松下一美議員、14番 三好勝利議員、15番 大西豊議員、16番 川原茂行議員。

○川原茂行臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○川原茂行臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番 田岡秀俊君及び4番 合田正夫君、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○川原茂行臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票16票、無効0票です。有効投票のうち、関洋三君10票、川原茂行6票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、関洋三君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

十 **○川原茂行臨時議長** ただいま議長に当選された関洋三君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。 十

関洋三君、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○関洋三議長 今回議長に選ばれました関洋三でございます。

まんのう町の発展とまんのう町議会の発展にまことを尽くします。快くまんのう町議会議長を承認させていただきます。先ほど来、長く質問また答弁にかかわりましたので、挨拶はごく簡単にさせていただきますことをお許し願います。以後、よろしくお願い申し上げます。終わります。

○川原茂行臨時議長 これをもって、臨時議長の職務を全て終了いたしました。皆様方の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

ここで、11時50分まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時50分

○関洋三議長 休憩を戻し、会議を再開いたします。

追加議事日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

議会事務局長、高橋守君。

○高橋議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案3件を受理いたしました。

次に、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案3件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

追加議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 議席の指定

○関洋三議長 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

○高橋議会事務局長 それでは、議席の指定を朗読いたします。

1番 竹林昌秀議員、2番 川西米希子議員、3番 田岡秀俊議員、4番 合田正夫議員、5番 三好郁雄議員、6番 白川正樹議員、7番 本屋敷崇議員、8番 白川年男議員、9番 白川皆男議員、10番 大西樹議員、11番 藤田昌大議員、12番 松下一美議員、13番 三好勝利議員、14番 大西豊議員、15番 川原茂行議員、16番 関洋三議長でございます。

○関洋三議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

+

日程第2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 竹林昌秀君、2番 川西米希子君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○関洋三議長 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

ここで、議事の都合により、13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○関洋三議長 ここで、本会議を再開いたしますが、副議長候補の件につきまして、

再び暫時休憩にいたします。

それで、この休憩時間中に副議長立候補の所信表明等につけさせていただきますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 0 2 分

再開 午後 1 時 2 0 分

○関洋三議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

日程第 4 副議長の選挙

○関洋三議長 日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○関洋三議長 ただいまの出席議員数は 16 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番 三好郁雄君及び 8 番 白川年男君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の指名を記載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますよう特に御注意申し上げます。

〔投票用紙配布〕

○関洋三議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○関洋三議長 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○高橋議会事務局長 それでは読み上げます。

1 番 竹林昌秀議員、2 番 川西米希子議員、3 番 田岡秀俊議員、4 番 合田正夫議員、5 番 三好郁雄議員、6 番 白川正樹議員、7 番 本屋敷崇議員、8 番 白川年男議員、9 番 白川皆男議員、10 番 大西樹議員、11 番 藤田昌大議員、12 番 松下一美議員、13 番 三好勝利議員、14 番 大西豊議員、15 番 川原茂行議員、16 番 関洋三議長。

○関洋三議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 なしの声があります。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。

５番 三好郁雄君及び８番 白川年男君、開票の立会をお願いします。

〔開 票〕

○関洋三議長 選挙の結果を報告します。

投票総数１６票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票１６票、無効投票０票です。有効投票のうち、白川皆男君８票、本屋敷崇君６票、合田正夫君１票、白川正樹君１票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は４票です。

したがって、白川皆男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○関洋三議長 ただいま、副議長に当選された白川皆男君が議場におられます。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

白川皆男君、副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○白川皆男副議長 たくさんの８票の投票をいただきまして、どうもありがとうございます。
いした。力いっぱい頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

十

日程第５ 特別委員会の設置について

○関洋三議長 日程第５、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会に、議員６名をもって構成し、議会広報について調査研究及び編集をする、議会広報特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決しました。

なお、議会広報特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。

お諮りいたします。

本議会に、議員１５名をもって構成し、未来を見据えた政策について調査研究をする、

政策充実特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、政策充実特別委員会を設置することに決しました。

なお、政策充実特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。

お諮りいたします。

本議会に、議員１５名をもって構成し、予算・決算について審査をする、予算・決算特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、予算・決算特別委員会を設置することに決しました。

なお、予算・決算特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。

お諮りいたします。

本議会に、議員１５名をもって構成し、ＰＦＩ事業について調査研究をする、ＰＦＩ事件対策特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 １番、竹林議員。

○竹林昌秀議員 ひとつ、私の理解を確認させていただきたいと思います。

ＰＦＩ事件対策特別委員会は、これまでに起きた事件を解決に向かうための調査研究を行うものであって、ＰＦＩ契約のモニタリング、評価、トレース、これは教育民生常任委員会で行うものと、私は理解しておりますが、これでよろしゅうございますでしょうか。御確認お願い申し上げます。

○関洋三議長 ただいまの件につきましては、ＰＦＩ事件対策特別委員会を設置することの中で、進めていかれたらええんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○竹林昌秀議員 施策、予算の執行については、常任委員会の権限に属するものであって、特別別委員会というのは、与えられた権限の範囲内で運営するものと思います。Ｐ

F I 契約は既に 25 年の契約を結んで、予算、施策としての継続中のことであります。私の理解では、常任委員会の極めて重要な権限に属すると考えます。従来がどうあれ、こうした考えについて、議場の討論なり、採決をお願いできたらと思います。

私は、P F I 調査特別委員会が、調査報告を出せば役割を終え、予算化され、執行段階においては、教育民生常任委員会において取り扱うものと理解しておりましたが、そのような運営がされず、非常に痛切の念を持っておりました。今後の運営において、この改善を求めることが 私の現在の意見でございます。現職ではない故、十分に経過を承知しておりませんが、筋論から言うところのようなことではないのかと思います。議場での審議をお願い申し上げます。

○関洋三議長 議場での審議を含めて、これから協議していくことということに、皆さんいかがでしょうか。まず、それについて御判断いただきたいと思いますけども。

〔「議長、質疑」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ないようでありましたら、本屋敷議員、発言を許します。

○本屋敷崇議員 特別委員会の設置におきましては、23 日の段階に全員協議会を開催いたしまして、15 人をもって組織する特別委員会を設置してはどうかということでの議長の発言だと思いますし、そのときに竹林議員のほうからそのような発言があったのであれば、そのときに議論しておくべきではあったと思います。

先ほどの筋論から申しますと、特別委員会というのは、特別の事象に関する部分ですから、特別の部分ということにおいて、P F I 契約に関する部分ということを特別な部分として運用してきたのが、今までの前回の特別委員会でございます。前回は 13 人でも構成であって、その中に教育民生常任委員会委員を含むと。であるから、その人たちが持って帰って、委員会の中で話すべきものは話すというのが特別委員会の立てりでもありましたし、今回は 15 人をもって組織する予算委員会が入っております。特別委員会で話したことを、当然、予算委員会において 15 人で話していくわけですから、今回の P F I 事件対策特別委員会で前回モニタリングまで含むということは、25 年間の契約であり、現在そのモニタリングが機能していない部分、当初からのなぜこうなっているのかということを見直した部分も含みます。当然、P F I 契約に関する部分に関する特別委員会ですから、今回のことについては、いままでの運用で申し分がないのではないのかというのが、23 日の全員協議会での立てりだったと思いますので、ここでそれを協議するというのはいかななものかだと思いますので、そこは竹林議員のほうには、議会の運用というものをもう少し勉強していただきたいところであると思いますので、よろしくお願いします。

○関洋三議長 1 番、竹林君。

○竹林昌秀議員 P F I 特別委員会は P F I 契約が続く 25 年にわたり設置するものでありましょうか。施策の運用、予算の執行に関しては、常任委員会を最優先して運用すべきものと考えます。特別委員会は、限定的に特別の範囲と合意を得た範囲で運用すべきものと考えます。P F I の非常に重要なところは 25 年間にわたり、評価、トレースを行

い、モニタリングを公正に住民に伝えていくことにあります。常任委員会の正常な機能を求めるものであります。

○関洋三議長 7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 特別委員会というのは、常任委員会に付すべきものではない。

今回の場合においては、80億円という途方もない税金を投入していることから、前回6人で委員組織していたものを、13人まで増やしたのは、全ての議員が当然知り得ることであるということが大前提であると思いますので、それによって特別委員会を組織しております。それを特別委員会は特別な事象に係ると、これは御存じだと思いますし、常任委員会に関しては、教育民生の部分においてはほかに協議することもたくさんありますが、特別委員会の場合は特別な事象、PFI契約にかかわる部分に関しての委員会を皆さんで共有しようというのが目的です。そこを、今ここで議論するのではなくて、当然23日に全員協議会で諮り、つくるというふうな部分で、運用においてはその時に質疑は出てないものですから、当然前回の特別委員会を踏襲するものであると認識していると思いますので、竹林議員の発言が設置することに反対、その目的に関して反対というのであれば、採決を取るべきだと思いますし、今現状においては前回の特別委員会を踏襲しているという認識で行っていただかないとおかしくなりますので、そこは議長、もう竹林議員の話を聞いていても、これしょうがないですから、設置することの採決取っていただけないでしょうか。

+

○関洋三議長 1番、竹林議員。

+

○竹林昌秀議員 PFI事故特別調査委員会であります。事故であります。

〔「事件」と呼ぶ者あり〕

○竹林昌秀議員 事件。ありがとうございます。

私はPFI事件特別委員会の設立に賛成でございます。その運用、立ち上げにあたって、常任委員会との調整の確認を執行部と共にしていくことが極めて重要と考えます。

全員協議会においては、格式が一つ落ちる会議でございまして、町幹部、執行部が全員そろったこの席で確認をすることが、今後の審議を円滑にするものと信じます。

私は意見言い終えました。よろしく御審議お願いします。

○関洋三議長 これで、意見のほうは終了いたします。

再度、お諮りいたします。

PFI事件対策特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、PFI事件対策特別委員会を設置することに決しました。

なお、PFI事件対策特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。

日程第6 常任委員会委員の選任

日程第7 議会運営委員会委員の選任

日程第8 特別委員会委員の選任

日程第9 仲多度南部消防組合議会議員の選出

○関洋三議長 日程第6、常任委員会委員の選任、続いて、日程第7、議会運営委員会委員の選任、日程第8、特別委員会委員の選任、日程第9、仲多度南部消防組合議会議員の選出、以上の件は関連がございますので、会議規則第37条により一括上程したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。よって、一括上程いたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の決定等については、どのような方法でいたしましょうか。

三好議員。

○三好勝利議員 どのような決定にしましょうかいうて、議長、ややこしげに言わんと、正、副が一応、ええ、悪い別として決まっただから、それである程度議員さん個々にやっぱり希望をもって、いろんな所轄をやってみたいという意見があるんですから、その希望に優先的に沿って行って行くのが、正・副の役目でないかなと思うし、第1候補、第2候補と以前も書きました。やはり、その人、その人がやっぱり将来どのように展開していくかという意見を持っておりますので、その意見を十分配慮してやっていくのが当然だと思うし、これまた、広域行政ですか、消防は別として、広域行政の選出の場合は、先般のあれにも書いてあったし、地元の設置場所の最側近の議員を選ぶというのが1項目が入ったと思うんですけど、どうですか。これは一般的に常識やと思うんですよ。これを問うのがおかしい。だいたい。側近中の側近がやって、審議するのが一番の方法じゃないかと思います。それを皆に諮ってもろて、私が間違とるというなら、また私が説明しますから。どこが間違とるかいうのを説明しますから、どうぞ、議長諮ってみてください、それで。今の意見を。

○関洋三議長 それでは、正、副議長に一任ということでございますので、各議員さんの意見を十分に拝聴いたしまして、ただいまの意見を十分に拝聴いたしまして、議会構成をいたしたいと思いますが、このように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 4 6 分

再開 午後 5 時 4 5 分

○関洋三議長 休憩を戻しまして、会議を再開します。

お諮りします。

本日の会議は、24時まで時間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は24時まで延長することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 5 時 4 7 分

再開 午後 5 時 5 5 分

○関洋三議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

休憩中におきまして、正、副議長において先ほど一括上程いたしました議案についての委員の選任を議員の皆様の意見を拝聴しながら決定いたしました。

また、休憩中におきまして、委員長及び副委員長の互選も行われましたことを御報告しておきます。

事務局長より発表をいたします。

○高橋議会事務局長 それでは発表いたします。

日程第6の常任委員会委員の選任でございます。

まず、総務常任委員会です。委員長に松下一美議員、副委員長に三好郁雄議員、あと委員といたしまして、大西豊議員、藤田昌大議員、大西樹議員、関洋三議長でございます。

続きまして、教育民生常任委員でございます。委員長に田岡秀俊議員、副委員長に川西米希子議員、あと委員といたしまして、三好勝利議員、白川年男議員、白川正樹議員でございます。

続きまして、建設経済常任委員会でございます。委員長に川原茂行議員、副委員長に合田正夫議員、委員といたしまして、本屋敷崇議員、竹林昌秀議員、白川皆男副議長でございます。

続きまして、日程第7、議会運営委員会委員の選任についてでございます。委員長に白川正樹議員、副委員長に川西米希子議員、あと委員といたしまして、川原茂行議員、松下一美議員、田岡秀俊議員、竹林昌秀議員でございます。

続きまして、日程第8、特別委員会委員の選任でございます。

特別委員会は4委員会ございますので、追って発表させていただきます。

議会広報特別委員会、委員長 白川正樹議員、副委員長 竹林昌秀議員、委員といたし

まして、松下一美議員、三好郁雄議員、合田正夫議員、川西米希子議員でございます。

続きまして、特別委員会、P F I 事件対策特別委員会でございます。この委員会は議長を除きます15名の議員さんですので、委員長、副委員長のみを発表させていただきます。P F I 事件対策特別委員会、委員長 本屋敷崇議員、副委員長 川原茂行議員です。あと委員といたしましては、議長を除きますあとの議員でございます。

続きまして、特別委員会の政策充実特別委員会でございます。こちらのほうも議長を除きます15名の委員構成でございますので、委員長、副委員長を発表させていただきます。委員長に大西豊議員、副委員長に三好勝利議員。あと議長を除きます議員さんでございます。

続きまして、予算・決算特別委員会でございます。この委員会も議長を除きます議員さんが全員入ります。ということで、委員長、副委員長の発表をさせていただきます。委員長に松下一美議員、副委員長に田岡秀俊議員です。あと委員といたしまして、議長を除く議員さんでございます。

続きまして、日程第9、仲多度南部消防組合議会議員の選出でございます。仲多度南部消防組合は、議長とあと議員の中から1名ということですので、消防組合議員といたしまして、関洋三議長、あと議員の中から、松下一美議員でございます。以上でございます。

○関洋三議長 ただいま、事務局長において発表をしたとおり、日程第6、常任委員会委員の選任、日程第7、議会運営委員会委員の選任、日程第8、特別委員会委員の選任、日程第9、仲多度南部消防組合議会議員の選出について、発表のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、決定をいたしました。

日程第10 選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

○関洋三議長 日程第10、選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の議員定数は組合規約第5条により3名となっており、そのうち2名は正、副議長の職にあるもの、もう1名は議員の中から選出することになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

中讃広域行政事務組合議会議員に竹林昌秀君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました竹林昌秀君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました竹林昌秀君が、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました竹林昌秀君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を終わります。

日程第11 選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

十 **○関洋三議長** 日程第11、選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。 十

本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の議員定数は組合規約第8条により1名となっており、議員の中から選出することになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に田岡秀俊君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました田岡秀俊君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田岡秀俊君が、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました田岡秀俊君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

日程第12 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部を改正する条例）

○関洋三議長 日程第12、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第1号の専決処分、まんのう町税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、施行日が本年4月1日となる税条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 税務課長、田岡一道君。

○田岡税務課長 それでは、議案第1号の専決処分、まんのう町税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。

税条例附則第6条から第6条の3の改正につきましては、これらの条文が単に課税標準の計算の細目を定める規定であり、納税義務者にとってのわかりやすさの観点から、条例の性格を踏まえ削除するものです。

次に、附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を平成27年度から平成30年度へと3年間延長するものです。

次に、附則第10条の2の改正は、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置が導入されたことに伴い、対象資産等に係る特例割合を税条例に規定するものです。

次に、附則第 10 条の 3 の改正は、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等や、地方公共団体等が耐震改修促進計画で指定した建築物に対し、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に耐震基準に適合する改修が行われた場合、申告書の提出がされた場合に限り、2 年間税額の 2 分の 1 を減額するという特例措置が創設されたことに伴い、町への申告に際して必要な規定をこの税条例附則に追加するものです。

次に、附則第 17 条の 2 の改正は、優良住宅地の造成などのために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を平成 26 年度から平成 29 年度へと、3 年間延長するものです。

次に、附則第 21 条の改正は、平成 20 年の公益法人制度改革施行前に設立された社団法人または財団法人が、公益社団法人・公益財団法人あるいは一般社団法人・一般財団法人へ移行期間が終了したことなどに伴い、規定を明確化するものです。

次に、附則第 21 条の 2 の改正は、前条と同様、特例民法法人の公益法人及び一般法人への移行期間が終了したことなどによる地方税法附則第 41 条各項の項ずれに伴う改正です。以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7 番、本屋敷議員。

○本屋敷崇議員 1 点、第 10 条の 3 において、耐震改修促進計画なんですけども、これ、私見たことがないんですけども。これは見よったら、これ大規模建築物等ですよ。その中にこれが入るんですよ。それに隣接する建物と避難路の部分において 2 分の 1 の減税に係るということですから、これ、前提条件としての耐震改修促進計画っていうのが示されてなかったら、どこの人たちが自分がそこにあたるのかとか、そういうのはわからないんかなと思うんですけども、それはどういうふうになっとなんでしょうか。

○関洋三議長 税務課長、田岡一道君。

○田岡税務課長 本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。

既存建物の耐震改修に係る固定資産税の減額措置ということで、今おっしゃられたように建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき、証明がされた場合、改修工事が完了した年の翌年度分から 2 年度間は、当該家屋にかかる固定資産税の税額の 2 分の 1 に相当する額を減額するというものでございまして、減額対象家屋の納税義務者は、市町村の条例の定めるところにより、耐震改修後 3 か月以内に市町村に申告するものとするというふうにもなっております。この要安全確認計画記載建築物等、これについての質問だと思いますが、これにつきまは、不特定多数の者が利用する大規模な建築物、例えば病院、もしくは旅館など、こういったものを指しております。

また、本屋敷議員さんがおっしゃられておりました耐震改修促進計画でございしますが、

これは地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した、今おっしゃったとおり、避難路に敷地が接する建築物、もしくは都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物というふうに規定されております。これにつきましては、防災の担当の課のほうで所管しているものと、私のほうは思っております。それ以上のことは、残念ながら私のほうでもまだ十分に確認できておりませんし、県のほうもあまりまだこれを指定したという話も聞こえてはきていないのが現状でございます。また、こういったものにつきましても、詳しい内容等、判明次第にこちらのほうから告知放送、告知放送は無理かもわかりませんが、町の広報誌等で内容等、改正内容といいことで今年度もお知らせしようと思っております。以上です。

○関洋三議長 ほかに。7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 防災担当のほうからあるのかなと思っただけで、あれですけども。基本的に今僕が読んでですよ、1と3は指定した建築物ですから、これほぼ関係ないですよ。病院であるとか、旅館ですから。この2番ですよ、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物なわけですよ。これ3年間の限定でしょう。26年の4月1日から29年の3月31日までに、避難場所へ逃げるまでに、それまでに建物が倒れたら困るから、そこを耐震した場合には税金を安くしますよっていうことやないですか。3年間の期限であって、今現在その避難路がどこかも示されていないのに、税を改正するのにそのあたりの要件を総務課と話してないってこと自体が、僕にはわからんわけですよ。当然、私たちにこの資料を出しとるわけですから。もしですよ、満濃中学校までを特定耐震改修促進計画においてですよ、この耐震改修促進計画自体が私たちに示されていないから、どこまでが避難経路かもわからんし、そのあたりのことをクリアしてないでね、減税するのか。3年間の期限立法ですよ、これ。総務課は全然話してないんですか。そこが、話してないというのが理解できない。

○関洋三議長 総務課長。

○齊部総務課長 本屋敷議員さんの再質問にお答えをいたします。

総務課防災担当といたしましては、まだ、まんのう町全体を網羅するような改修促進計画というのは、まだ作り上げておりません。これは、地域住民との協議の中で作り上げていくことになろうかと考えておりますが、現在のところ確定したものはございません。

○関洋三議長 7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 じゃあですよ、今、耐震改修を促進しようかという話で、補助金も出っしょりますよね。それで満濃中学校、もしくは琴南支所であるとか、仲南支所ですね、それまでに行く人たちが、避難経路にある人が私らも住民のため、避難してくる皆さんのために建物を耐震しましょうよと言うても、これ適用今受けれんわけでしょう。受けられませんよね。わざわざ安全を確保するために、それを適用しますよと言いながら、適用するところがないっていうね、いつできるんですか。それからでなかったら、避難経路の人たちは満濃中学校の近くの人たちとかですよ、これ避難経路ができてからやったら、税額が

安くなるんやけん、それからにせんかいう話になりますよ。あまりにも手落ちでないですか。

○関洋三議長 答弁、税務課長、田岡一道君。

○田岡税務課長 本屋敷議員さんの再々質問にお答えをいたします。

私が2月に地方税法の改正説明会に行った折にも、県のほう今おっしゃったようなお話が出ております。県としましては、まだ十分なこの指定ができていないというのが、現状だそうでございます。

ですから、今後各市町村においても、きちんとこういった計画もできてくるのもだということで、その上に立って、今回のこの税改正を行っているというのが現状だということでございます。以上です。

○関洋三議長 7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 県ができてないではないわけですよ、ね。うちの避難場所は、まんのう町の住民の皆さんを安全に避難させるための避難場所なわけですよ。県ができてなくても、うちは早よせないかんわけですよ。3番は、都道府県が関係しますよ。2番は、基本的に地方公共団体言うたら、うちらでしょ。まんのう町が指定する避難場所に行くための避難路。難しいですけどね、難しいですけど、せなしょうがないわけですよ。避難場所から半径2キロ以内とか、半径3キロ以内に係るもん、それか網を全部にかけるしかないじゃないですか。避難経路なんて1か所じゃないわけですから。そこら、今言よるね、耐震を促進するために必要な要件をうちらは作ってないってこと、これ手落ちなんですよ。いつまでにできますか。

○関洋三議長 総務課長、齊部正典君。

○齊部総務課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

今、田岡課長のほうから御説明をいたしました、耐震改修の促進法の改正が昨年11月25日に施行されているというのがございます。それに合わせて、本来であればまんのう町としても、地方自治体として、いまここに、2番に書いてありますように促進計画を策定する必要があるということになります。ただ、今言われましたように、まんのう町広い中でそれぞれの避難経路、避難場所、それも大雨のとき、また地震のときによって避難場所が変わるとか、それと、ため池等のハザードマップ等を重ねながらの検討を重ねていく必要がございました。よって、まんのう町として促進計画は何通りも、今先ほど言われましたようにですね、何通りもその災害の形態によって変わってくるものがございます。ということは、要はかなりのエリアがその対象になってくるのかなと。それを具体的な地図上なりですね、網羅した計画書を作らなければならないというふうには考えております。今言われましたように、このような法律が整備されておりますので、一刻も早く速やかに避難経路の計画を作成していきたいというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

十

○関洋三議長 日程第13、議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第2号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この専決処分につきましても、議案第1号と同様、平成26年3月31日に公布された地方税法等の改正に伴うものであり、施行日が本年4月1日となっていることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 税務課長、田岡一道君。

○田岡税務課長 それでは、議案第2号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。

この改正は、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び保険税軽減の拡充を図るものであり、課税限度額の見直しについては、中間所得層の負担に配慮した改正として、課税

限度額を 77 万円から 81 万円へと引き上げるものです。

また、保険税軽減の拡充については、低所得層の負担に配慮した改正として、5 割軽減及び 2 割軽減の対象者を拡大させるものとなっております。以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7 番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 改正要旨は、とても今の国保の現状に合うところ部分ではあるのかなと思うんです。しかしながら、うちの町のような部分において改正した場合には、影響額として書いているように、本来都会であるならば増えるであろう高所得者の部分が増えなくて、中間層の減額のほうが大きいという部分にはなるんですよね。それから考えた場合に、国保税の見直しになったときに、これをしたのために抜本的な、全体的な税の引き上げというようなことに、引き金となるようなことはないのかというのが、都会とかになれば多分この第 2 条のほうで係る影響額がもっと大きいんだとは思いますが、そのあたりは福祉保険課のほうがいえんですかね。この改正によるうちの抜本的な国保税にかかる影響というのが、どれほどあるものかということをお聞かせいただきたいなと思います。

○関洋三議長 福祉保健課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

本屋敷議員さん御指摘のとおり国民健康保険につきましては、被保険者が高齢者が多いこと、低所得者層が多いことによりまして、保険税の減額制度を設けてございます。これにつきましては、保険者の責任に帰すべき要件ではございませんので、保険基盤安定制度というものがございます。そして、減額分につきましては、県がその額の 4 分の 3、町が 4 分の 1 を繰り出すこととなっております。平成 26 年度におきましても、一般会計より国保会計に繰り出すこととなっております。これにつきましては、社会保障制度と税の一体改革の中で財源が国のほうに確保されてございますので、その部分で今後措置されるものと考えております。以上でございます。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 2 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１４ 議案第３号 専決処分の承認について（平成２５年度まんのう町一般会計補正予算 専決第１号）

○関洋三議長 日程第１４、議案第３号 専決処分の承認について（平成２５年度まんのう町一般会計補正予算専決第１号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第３号 専決処分の承認についての提案理由を御説明申し上げます。

平成２５年度まんのう町一般会計補正予算専決第１号につきまして、次のとおり専決処分を行いましたので、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

第８款土木費、２項土木管理費の町道道德時橋大空線改良事業に係る平成２６年度への繰越明許費の９，２７２万３，０００円に２，９０１万６，０００円を増額して、１億

十

２，１７３万９，０００円とするものでございます。
この事業は国庫補助事業で取り組んでおり、平成２５年度より橋梁の下部工事に着工しております。当初は平成２５年度内に上部工事の発注まで行い、工場生産に取りかかる予定でありましたが、下部工事の工期延長に伴い工程調整を行ったところ、上部工事の発注は平成２６年度に執行することとなりました。

理由といたしまして、橋梁桁材料はプレキャスト・コンクリート製のため工場生産後数か月間の保管管理が困難なことから、架設に時期を合わせて生産を行う必要があります。よって、発注の時期を平成２６年度第２四半期といたしました。

このことから、当初は上部工事発注に係る前金払い部分を平成２５年度執行として予定いたしておりましたが、平成２６年度に繰り越すこととさせていただいております。

なお、今回の議案におきましては翌年度繰越額の変更のみであり、事業費の増額はございません。以上、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

７番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 まず第一にちょっと資料のほうなんですけれども、議会基本条例があってですね、資料をもう少し詳しいのをくれという話をしとる中でですね、繰越明許費

で、変更8、土木費って、一本なんですよね。これ繰越明許費が変わればですね、25年度の予算って変わりませんでしたっけ。変わらんのかな。繰越明許ですよ。26年度予算に組み込まなかったっけ。組み込まんのかな。繰越明許。変更がかかる部分は繰越明許だけかな。

○関洋三議長 総務課長、齊部正典君、答弁。

○齊部総務課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えします。

25年度の予算の枠の中から繰越明許を出しますので、全体としては動いておりません。全体金額としては新たに生まれるものではございません。

○本屋敷崇議員 いえいえ、新たには生まれんけど、振替が入らんのかな。

○齊部総務課長 例えばここで、2,000万を25年度内で支払いをしてしまうものが、それを繰り越して、26年の明許繰越に含めるということです。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第3号 専決処分の承認について（平成25年度まんのう町一般会計補正予算専決第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第4号 教育委員会委員の任命同意について

○関洋三議長 日程第15、議案第4号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第4号 教育委員会委員の任命の同意についての御説明を申し上げます。

まんのう町教育委員であります高木静委員が平成26年5月12日をもって任期が満了するにあたり、改めて再度、まんのう町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町東高篠1485番地、氏名 高木静、生年月日 昭和26年7月19日。委員の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、任命より4年であり、平成30年5月12日であります。御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 はい。本屋敷君。

○本屋敷崇議員 今までの同意案件、ここ2、3年あったんですけども、同意案件で住所だけを示したものはやめてくれんかという話だったんですけど、プロフィール等はつけるようにと…来とる。

○関洋三議長 はい。ちょっと見ていただけますか。

○本屋敷崇議員 ああほんまや。

○関洋三議長 よろしいですか。

○本屋敷崇議員 あった。了解。

○関洋三議長 すみません。案内不足でした。

本案は人事案件でございます。質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第4号、教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 教育委員会委員任命の同意についてはこれに同意することに決しました。

日程第16 議案第5号 教育委員会委員の任命同意について

○関洋三議長 日程第16、議案第5号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第5号 教育委員会委員の任命の同意についての御説明を申し上げます。

まんのう町教育委員であります望月亮道委員が平成26年5月12日をもって任期が満了するにあたり、改めて再度、まんのう町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町勝浦2333番地11、氏名 望月亮道、生年月日 昭和42年2月24日。委員の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、任命より4年であり、平成30年5月12日であります。御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

○関洋三議長 本案は人事案件でございます。質疑、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第5号、教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決しました。

ここで、議案書配布のため5分程度、休憩いたします。

休憩 午後6時43分

再開 午後6時48分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開します。

日程第17 議案第6号 監査委員議会選出監査委員選任の同意について

○関洋三議長 日程第17、議案第6号 監査委員議会選出監査委員選任の同意について、本件については、除斥に該当しますので、地方自治法第117条の規定により、10番 大西樹君の退場を求めます。 (大西樹議員退席 午後6時49分)

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第6号 監査委員議会選出委員選任の同意について、御説明を申し上げます。

次の者を、まんのう町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町中通194番地、氏名 大西樹、生年月日 昭和31年6月12日。

なお、委員の任期につきましては、地方自治法第197条で議員の内から選任される者にあつては、議員の任期によると定めております。御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よつて、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。

これより、議案第6号 監査委員議会選出監査委員選任の同意については、起立により採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関洋三議長 起立多数であります。

したがつて、議案第6号 監査委員議会選出監査委員選任の同意については、これに同意することに決しました。

除斥を解きます。

大西樹君の入場をお願いします。

(大西樹議員着席 午後6時52分)

日程第18 議会選出各種委員会、協議会委員の選出

○関洋三議長 日程第18、議会選出各種委員会、協議会委員の選出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員会、協議会委員の選出については、どのような方法でいたしましょうか。

〔「正・副議長に一任」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 正・副議長に一任ということでございますので、各議員さんの御意見を十分に拝聴いたしまして、決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

正・副議長において、議員の皆さんの御意見を十分に拝聴しながら、決定いたしまし

た。

事務局長より発表いたします。

○高橋議会事務局長 それでは、発表させていただきます。

日程１８の議会選出各種委員会・協議会の委員さんでございます。

まんのう町交通安全対策推進協議会、関洋三議員。まんのう町国民保護協議会、関洋三議員。まんのう町土地開発公社、議員数４、松下一美議員、三好郁雄議員、白川皆男議員、それと監査委員さんの大西樹議員です。まんのう町環境審議会、三好勝利議員、川西米希子議員。仲善広域シルバー人材センター運営協議会、田岡秀俊議員。まんのう町国民健康保険運営協議会、関洋三議員。民生委員推薦会、関洋三議員、田岡秀俊議員。まんのう町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会、関洋三議員、田岡秀俊議員。まんのう町地域包括支援センター運営協議会、関洋三議員、田岡秀俊議員。まんのう町地域密着型サービス運営委員会、関洋三議員、田岡秀俊議員。まんのう町健康増進計画・食育推進計画策定委員会、田岡秀俊議員。まんのう町農業振興地域整備促進協議会、合田正夫議員、本屋敷崇議員、川原茂行議員。まんのう町商工委員会、合田正夫議員、本屋敷崇議員、川原茂行議員。まんのう町中小企業融資審査委員会、川原茂行議員。まんのう町都市計画審議会、白川年男議員、大西豊議員、藤田昌大議員、合田正夫議員、関洋三議員。四国びとのみらい実行委員会、関洋三議員。土器川改修期成同盟会、関洋三議員。国道４３８号整備促進期成同盟会、関洋三議員。森林管理道琴南財田線建設期成会、関洋三議員、川原茂行議員。県道丸亀三好線改良推進協議会、関洋三議員、藤田昌大議員、三好勝利議員、川原茂行議員、合田正夫議員、田岡秀俊議員、監査委員の大西樹議員。まんのう地区中山間地域総合整備事業推進協議会、関洋三議員、川原茂行議員。財田川沿岸防災協議会、川原茂行議員、竹林昌秀議員。まんのう町水道水源保護審議会、川原茂行議員、合田正夫議員。まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館整備検討委員会、田岡秀俊議員。以上です。

○関洋三議長 ただいま事務局長において発表したとおり、日程第１８、議会選出各種委員会、協議会委員の選出について、発表のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、決定をいたしました。

日程第１９ 閉会中の継続調査について

○関洋三議長 日程第１９ 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査、並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成26年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後6時58分

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年4月30日

まんのう町議会臨時議長

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

+

+

まんのう町議会議員

+